

「鉄筋定着・継手指針」の改訂に伴う講習会

連番	質問	回答
1	昨日お見せいただいたPDFのデータは頂けますでしょうか？ 具体的に変更箇所が解りやすかったです。 よろしく願いいたします。	土木学会では示方書や指針の講習会において使用したPPTやPDFの公開は行っておりません。
2	講習会にて使用された資料は展開されないのでしょうか。指針を参考に~とのことでしたが、該当ページを確認する余裕がありませんでした。	土木学会では示方書や指針の講習会において使用したPPTやPDFの公開は行っておりません。
3	II-機械式定着編の最後に注意喚起としてお示しされた図面について、お教え頂きたいです。 ご説明内容は、部材最外縁の帯鉄筋(短いのかぶせ筋)に機械式定着を用いないことをご指摘頂いたのででしょうか、もしくは鉄道のように主鉄筋を配力筋の外側に配置するような場合に留意すべきと示唆頂いたのででしょうか。	図面は部材最外縁の帯鉄筋(短いのかぶせ筋)に機械式定着を用いないことを指摘したものです。
4	・機械式継手の検査者は中立の立場の資格者ということですが、そうすると施工者が用意した検査者（施工者と請負関係にある）やその継手の製造会社の人ではダメで、発注者が利害関係のない検査者を直接用意するようなイメージでよろしいでしょうか？ 現段階では、そのようにしている現場はあまりないように思えるので、対応が中々難しいなと感じました。 ・設計段階で機械式継手を採用する場合、施工時の信頼度のレベルを予め決めておき、信頼度Ⅱとした場合はその段階で引張降伏強度を低減して設計するということでしょうか。 また、信頼度Ⅰを前提として設計したものの、施工時に検査者を確保できず、信頼度Ⅱでしか施工できない場合、低減した値で再計算・設計変更が必要になるのでしょうか。 ・常時・L1地震時で許容応力度法を採用する場合、信頼度や等級によって許容応力度を低減する必要性はないと考えてよろしいでしょうか。 よろしく願いいたします。	・改訂指針では、「検査者は、継手工事そのものの施工者とは別の組織に所属する者とする」と規定しています。元請施工者や継手の製造会社に所属する者でも、継手施工を行う会社（鉄筋工事会社など）と異なる会社に所属する者であれば、検査者とすることは可能です。しかし、このような検査者が公的認定機関の認定を受けた検査者（例えば日本鉄筋継手協会に認定された鉄筋継手部検査技術者）でなければ、検査者としての技量や倫理が公的に認定されていないので、検査のレベルは2になります。改訂指針では、検査体制は責任技術者が規定しその結果も責任技術者が負うものとしていますので、検査体制が適切なものかどうかは、最終的には責任技術者の判断によることとなります。 ・設計時に信頼度Ⅱを設定した場合、設計計算においても引張降伏強度を低減して設計する必要があります。 継手の等級と信頼度は、それに応じた設計計算と併せて設計要求事項となります。要求が信頼度Ⅰであるのに対して、施工時に信頼度Ⅱに変更する場合は再照査し、必要により設計変更することが必要です。 ・土木学会コンクリート標準示方書では、限界状態設計法による性能照査を基本としており、鉄筋定着・継手指針もコンクリート標準示方書を踏襲しています。したがって継手性能を照査する際には許容応力度を低減するのではなく、限界状態設計法に基づいて性能照査を行って性能を担保することが基本となると考えられます。
5	P20(表3.4.1)の特性と、付録II-1機械式定着工法の一覧の性能確認結果との対応と、付録の使い方を教えてください。付録II-1の性能確認試験結果は、6つの定着体の特性を個別にあり・なし評価が記載されているのではなく、軸方向鉄筋：○というように総合評価の表記になっています。 例えば横方向鉄筋で『せん断補強：○』となっているものは、じん性補強特性以外の5つの全ての特性を満足しているという理解でいいのでしょうか。あるいは確認済の試験内容は工法で異なるので、詳細は各工法の仕様を確認してから使用するという使い方をするものなのでしょうか。	機械式定着の工法により、試験内容や公的認定機関が異なっておりますので、各定着工法の仕様や適用範囲はそれぞれの製造会社に問い合わせてください。
6	2点質問があります。 ①157ページ 解説 表3.2 機械式継手の検査のレベルにおいて、検査レベル1では "公的認定機関から認定を受けた検査者が、全数検査を行う場合"となっておりこのときの公的認定機関から認定を受けた検査者とは鉄筋継手部検査技術者であると説明がありました。 一方レベル2で"公的認定機関の認定を受けた機械式継手のメーカーの技術講習会を受講し資格を取得した検査者が、全数検査を行う場合" とありますが、その場合メーカーの講習会を行う者は鉄筋継手部検査技術者の資格を有している者でなくても良いと解釈して問題ないのでしょうか。  ②183ページ 下から6行目 "～または非調質鋼(例えばGHN)など～"とありますが、使用している非調質鋼はGNHですが、いかがでしょうか。	①検査のレベル2の記載は、検査者の要件として機械式継手の基本的な知識を有することを求めるもので、技術講習を行うものの資格を求めるものではありませんので、鉄筋継手部検査技術者の認定は必要ありません。ただし検査者が受講する継手メーカーの技術講習会が、公的認定機関の認定内容に沿った適切なものであることは求められます。 ②"GNH"は"GNNH"の誤植です。お詫びして訂正いたします。